

発議案第 20 号

備蓄米の買戻し及び米価安定に向けた対策を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 8 年 9 月 16 日

八千代市議会議長 塚 本 路 明 様

提出者	八千代市議会議員	伊 原 忠
賛成者	八千代市議会議員	堀 口 明 子
	同	飯 川 英 樹
	同	三 田 登

提案理由

国に対し、備蓄米の買戻し及び米価安定に向けた対策を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

備蓄米の買戻し及び米価安定に向けた対策を求める意見書

2024年以降、約2年にわたり、米価の高騰が続いてきた。しかしながら、2026年産米の収穫が始まる時期において、米価の低落傾向が顕著になり、本市の米農家の間では深刻な不安が広がっている。

刈り入れ時期を迎えた産地では農業協同組合が収穫期に農家に支払う金額として概算金を示し始めているが、軒並み1俵2万円以下で、昨年と比べて1万円前後低い水準となっている。これは政府が認定した平均2万535円の生産コストの指標を大幅に下回り、資材の高騰も加わることから、赤字になるとの危機感が米農家に広がっている。

直接的な原因は米の民間在庫量がかつてない規模に膨れ上がっていることである。6月末の適正在庫量は最大200万トンとされているが、本年は240万トンを超え、米価大暴落を引き起こした2021年産米より更に在庫を抱える見通しである。民間在庫量が膨れ上がっている要因は、政府が2025年産の備蓄米の買入れを中止した上、備蓄米を59万トン放出し、買い戻さないことにある。

このまま米価が暴落すれば米農家が激減し、将来的には米不足、価格高騰が常態化しかねない。全国知事会や関係団体も一致して収穫前の買戻しを要請しているとおり、米価下落に歯止めを掛けるには、放出した備蓄米を早急に買い戻し、過剰な在庫量を減らすことが必要である。また、農家の販売価格が生産コストを下回った場合には、差額を政府が補填することも不可欠である。

よって、本市議会は国に対し、備蓄米の買戻し及び米価安定に向けた対策を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月30日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

農林水産大臣様